

新しい税務調査と宗教法人

関東学院大学教授・税理士 阿部 徳 幸

1. 国税通則法改正と税務調査手続

平成 23 年度税制改正により、国税通則法が改正され『税務調査手続』が法定化されました。そしてこの改正法は、平成 25 年 1 月 1 日より施行されています。

これまで『税務調査』については、「国税庁等の職員は、必要があるときは、質問し、検査することができる」、といった骨子の規定しかなく、課税庁の裁量で、自由に質問検査権が行使されてきました。そしてこの課税庁による自由な裁量権の行使により、納税者との間でさまざまなトラブルが生じ、『税務調査手続』の法定化が望まれてきたところです。

今回のこの改正により税務調査手続について、①調査前手続、②調査時手続、そして③調査終了時手続の 3 つに区分して規定がなされたところです。宗教法人運営におけるこの 3 区分の手続を検討するにあたり、そもそも『税務調査』とはいったいどのような性格のものなのかを検討してみます。

2. 調査前手続

税務調査の事前手続として、原則として『事前通知』がなされることとなりました。事前通知として 11 項目が通知されますが、書面ではなく電話で通知されます。電話で通知されること自体に大きな問題が残りますが、事前通知の内容とはいったいどのようなものなのでしょうか？

また今回の改正により、事前通知のない、いわゆる『無予告調査』というものが法律上認められました。この事前通知を実施するか、無予告調査とするかの判断基準はとても曖昧です。ここではこの無予告調査の問題点と、その対応策について検討してみます。

3. 調査時手続

今回の改正により課税庁職員に、税務調査において、「質問し、検査する」権限に加え、帳簿書類等の『提示若しくは提出要求権』が付与されました。さらにこの提出要求権には、『留め置く』権限も認められています。この『提示若しくは提出要求権』、さらには『留め置き』とは、いったいどのようなことなのか、また、この権限に対して宗教法人として、どのように対応すべきなのかを検討してみます。

4. 調査終了時手続

税務調査の結果、問題事項がない場合、その旨が書面により通知されることになりました。一体、この通知書とは何を意味するものなのでしょうか？

逆に問題事項が発覚した場合、課税庁職員は、その内容を説明したうえで『修正申告を勧奨』することができることになりました。この『修正申告の勧奨』とは、いったいどのような性格のものなののでしょうか？この『勧奨』にしたがい、修正申告をしてしまうとどうなってしまうのでしょうか？

さらにはこの問題事項がない旨の通知書の受領、または修正申告の提出により、税務調査は終了したということなののでしょうか？

5. 終わりに

今後、われわれ宗教法人は、どのようにこの税務調査に対応していくべきなのでしょう
か？まとめとして、対応策を検討してみたいと思います。

以 上